

省 令

○財務省令第八号

予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第百六条第一項及び第百四十四条の規定に基づき、歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十七年三月二十日

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令
財務大臣 麻生 太郎

附則に次の一項を加える。
4 第二条の規定は、財務大臣が、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第七十六号)附則第十五条第二項の規定による剰余金に係る国庫内移換の手続後なお一般会計に剰余する金額を翌年度の歳入に繰り入れる場合に準用する。この場合において発する国庫金振替書には、振替先として「財務省大臣官房」と記載し、かつ、払出科目として「何年度、一般会計、歳出外、剰余金、受入科目」として「何年度、財務省主管一般会計、歳入」と記載しなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第十四号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第十三条第二項の規定に基づき、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十七年三月二十日

経済産業大臣 宮沢 洋一

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)の一部を次のように改正する。
第三十五条第二項中「電子署名を行い」を「改変を防止するための措置を講じ」に改める。

附 則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

規 則

○会計検査院規則第二号

会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)第二十四条第一項並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項及び第十二条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十七年三月二十日

会計検査院長 河戸 光彦

電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則の一部を改正する規則
電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則(平成十五年会計検査院規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「接続した電子情報処理組織」の下に「又は計算証明書類を電子的に送受信するため会計検査院の使用に係る電子計算機と証明責任者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七〇(管理職員等の範囲)の一部改正に関し、平成二十七年三月二十日

人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則一七〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する人事院規則
人事院規則一七〇(管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表内閣府の内部部局の項中「少子化・青少年対策審議官」を「少子化・青少年対策審議官 別表公文書管理監」に改める。
別表備考第一項中「平成二十六年十一月三十日」を「平成二十七年二月二十八日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第六号

警察法施行令(昭和二十九政令第百五十一号)第十三条第一項の規定に基づき、情報技術の解析に関する規則を次のように定める。
平成二十七年三月二十日

国家公安委員会委員長 小川恵里子

情報技術の解析に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び磁気的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)の解析その他情報技術の解析に関し必要な事項を定めることとす。

第二条 情報技術の解析の基本的な事項を排除し、先入観に影響されることがないようにし、微細な点に至るまで看過することのないように努めるとともに、情報技術の解析の対象が、公判審理において証明力を保持し得るように処置しておかなければならない。

2 情報技術の解析に当たっては、情報技術の解析に係る情報が漏えいしないための確実な措置を講じなければならない。

3 情報技術の解析に従事する職員は、最新の技術的知見を踏まえ、常に情報技術の解析に資する技術の研究及び知識技能の習得に努め、情報技術の解析の工夫改善に意を用いなければならない。

第三条 警察庁、管区警察局、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部及び都道府県警察は、情報技術の解析に関し相互に緊密な連絡協調を保たなければならない。

第四条 警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課(課に準ずるものを含む)の長又は警察署長(以下「警察署長等」という)は、犯罪の取締りのための情報技術の解析を警察庁情報通信部、管区警察情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部又は方面情報通信部の情報技術の解析を担当する課の長に要請する場合は、(犯罪捜査規範(昭和三十三年国家公安委員会規則第二号)第百八十七条の規定により鑑定の嘱託を行う場合を除く)には、警察庁長官(以下「長官」という)が定める様式により、情報技術の解析に必要な事項を明らかにしなければならない。

2 前項の要請を受けた情報技術の解析を担当する課の長は、当該要請に係る情報技術の解析を行う場合において、当該要請に含まれていない情報技術の解析が必要であり、急速を要し前項の要請をしないことがないときは、犯罪捜査規範第二十条に規定する捜査主任官又はこれに代わるべき者の求めにより当該情報技術の解析を行うものとする。

(記録の作成)

第五条 前条の規定による要請を受けた情報技術の解析を担当する課の長は、当該要請による情報技術の解析の結果について、当該情報技術の解析の対象の種類、名称、当該対象から取得した情報技術の解析に関する情報の項目その他長官が定める事項の記録を作成しなければならない。

2 警察庁情報通信局情報技術解析課長(以下「警察庁情報技術解析課長」という)は、前項の規定により作成し、又は作成された記録を集約し、整理保管しなければならない。

(情報技術の解析に関する事項の照会)

第六条 警察署長等は、犯罪の取締りのため必要があると認めるときは、警察庁情報技術解析課長に対し、前条第二項の規定により保管される記録について照会することができる。

(技術に関する情報の集約等)

第七条 警察庁情報技術解析課長は、大学等の研究機関、事業者、学識経験者等との連携等を通じ、情報技術の解析に資する技術に関する情報を集約し、犯罪の取締り、情報技術の解析の実施、技術的手法の開発並びに情報技術の解析に関する研究及び教養において適切に活用されるよう、都道府県警察への通知その他必要な措置を講じなければならない。

(長官への委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、情報技術の解析に関し必要な事項は、長官が定める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。